

禁煙外来について

当院では禁煙治療を行っています。

■ ニコチン依存症管理料とは

禁煙治療を行う際に算定される診療報酬です。

標準的な禁煙治療は 12 週間で計 5 回 の通院を基本としています。

■ 禁煙治療の対象となる方

- 禁煙を希望している
- TDS(ニコチン依存度テスト)5 点以上
- 医師が治療の必要性を認めた方
- 紙巻きたばこ・加熱式たばこを使用している方

■ 費用について

ニコチン依存症管理料に基づき、保険診療で受けられます。

自己負担額は保険種別により異なります。

■ ご相談ください

禁煙を始めたい方、まずはお気軽にスタッフまでご相談ください。

公立佐賀中央病院